

## (案)

## 朝霞和光資源循環組合の役職選出及び職員配置に係る考え方

## 1 役職選出について

朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）の役職選出については、次のとおり分担する。

## (1) 管理者及び副管理者

## (ア) 選出方法

構成市の長のうちから、協議によりこれを定める。

## (イ) 選出区分

組合の設立時の管理者は、建設地の長（和光市長）とする。

ごみ広域処理施設の稼働後の最初の管理者までは、建設地の長（和光市長）とし、以後2年おきに副管理者と交代する。

## (ウ) 任期

構成市の長の職にある期間とする。

※ 新施設完成後の令和11年12月末日まで和光市長が管理者となる。

※ 令和12年1月1日以降は2年ごとの輪番とする。

## (2) 会計管理者

## (ア) 選出区分

副管理者の属する構成市の会計管理者が併任する。

## (イ) 任期

構成市の管理者と同じ。

※ 令和12年1月1日から管理者に合わせて2年ごとの輪番とする。

#### (4) 監査委員

##### (ア) 選出方法

管理者が議会の同意を経て選任する。

##### (イ) 選出区分

輪番により組合の議会の議員から選出、または構成市が推薦する。

##### (ウ) 任期

監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては、組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

※ 組合設立後最初の任期は、令和5年12月末日までとする。

#### (5) 公平委員会委員

##### (ア) 選出方法

管理者が議会の同意を経て選任する。

##### (イ) 選出区分

輪番により構成市が推薦する。

##### (ウ) 任期

公平委員会委員の任期は4年とする。

※ 構成市から選任する委員定数を交互に変更する。

※ 組合設立後最初の任期は、令和5年12月末日までとする。

## 2 職員配置について

朝霞和光資源循環組合の職員配置については、当面の間、朝霞市及び和光市からの派遣とし、ごみ広域処理施設の稼働後、順次組合採用の職員に切り替える方針とする。

### (1) 職員配置における基本的な考え方

- (ア) ごみ広域処理施設の計画及び建設期間中については、組合の役職に対する割り当てを固定し、ごみ広域処理施設の稼働後は、管理者の輪番に合わせて役職に対する割り当てを行う。
- (イ) 両市からの派遣人数及び役職割当ての偏りに配慮する。
- (ウ) ごみ広域処理施設の稼働開始予定となる令和10年4月1日付けによる配置換えは行わない。

### (2) 派遣区分

	事務局長	管理者の属する構成市からの出向とする。
総務課	事務局次長兼総務課長	副管理者の属する構成市からの出向とする。
	総務課主査	当初、ごみ処理広域化P T 人事・財政・議会等のいずれかの経験者が望ましい。
	総務課主任	当初、ごみ処理広域化P T 人事・財政・議会等のいずれかの経験者が望ましい。
	施設課長	当初、ごみ処理広域化P T 以降、焼却処理施設維持管理経験者が望ましい。
施設課	施設課主幹	当初、ごみ処理広域化P T 以降、課長補佐級 建築職または焼却処理施設維持管理経験者が望ましい。
	施設課課長補佐	当初、ごみ処理広域化P T 以降、係長・主査級 建築職または焼却処理施設維持管理経験者が望ましい。
	施設課主任	当初、ごみ処理広域化P T 以降、建築職が望ましい。

### (3) 派遣任期

ごみ広域処理施設の計画及び建設期間中は、原則として3年のローテーションとするが、ごみ広域処理施設の稼働後は、管理者の輪番に合わせて2年のローテーションとする。

なお、派遣期間が3年以上となる職員に対しては意向確認を行うものとする。